

中心市街地活性化に関する各府省庁による 近年の取組状況及び令和6年度予算概算要求等の概要

1. 各府省庁による近年の取組状況・・・・・・・・・・ P1～P18

府省	支援措置	支援措置区分
内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	(2) ②
	就学前教育・保育施設整備交付金	(3)
	保育対策総合支援事業費補助金	(3)
	地域少子化対策重点推進交付金	(3)
総務省	中心市街地活性化ソフト事業	(2) ①
	中心市街地再活性化特別対策事業	(2) ①
文部 科学省	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	(3)
	伝統的建造物群基盤強化事業	(3)
	公立文教施設の整備	(3)
厚生 労働省	医療提供体制施設整備交付金	(3)
	社会福祉施設等施設整備費補助金	(3)
	地域支援事業交付金	(3)
農林 水産省	農村集落基盤再編・整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)	(3)
	地域用水環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)	(3)
	食品流通拠点施設整備事業	(3)
経済 産業省	地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業 (地域商業機能複合化推進事業)	(2) ②
国土 交通省	中心市街地共同住宅供給事業	(1)
	社会資本整備総合交付金 (暮らし・にぎわい再生事業)	(2) ①
	防災・安全交付金 (暮らし・にぎわい再生事業)	

支援措置区分：(1) 法に定める特別の措置 (2) ①認定と連携した特別措置 (2) ②認定と連携した重点的な支援措置 (3) その他の支援措置

2. 令和6年度予算概算要求等の概要・・・・・・・・・・ P19～P24

3. 各府省庁補足説明資料・・・・・・・・・・ P25～P44

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

内閣府地方創生推進事務局

【支援措置名】 デジタル田園都市国家構想交付金
【支援措置区分】 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
【概要】 地域再生法に基づく地域再生計画に位置付けられた、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援。
【近年の取組状況】 ○令和5年度においては、令和5年3月に第1回交付対象事業の決定、8月に第2回交付対象事業の決定を行った。 ○中心市街地活性化基本計画に記載された交付対象事業の例（2023年度採択事業） 【岐阜市シェアサイクル事業】 岐阜県岐阜市 サイクルポートを整備することで市内を周遊しやすい環境を作り出し、県外市外からの観光誘客を図るとともに、まちなかの回遊性を高めるもの。 ※事業名：with コロナ・ポストコロナ時代を生き抜くための、働く場づくり×快適な生活環境づくりによる岐阜市版生活シフトの実現、事業年度：R3～R5 【まちなかスタートアップ事業】 富山県高岡市 小売業、サービス業などで起業を志す方へのサポート体制を充実させるとともに、起業・創業者の事務所として中心市街地の空き家・空き店舗のマッチングをサポートする。 ※事業名：Startup connect project、事業年度：R4～R6
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

こども家庭庁成育局保育政策課・参事官（事業調整担当）付

【支援措置名】 就学前教育・保育施設整備交付金
【支援措置区分】 （3）その他の支援措置
【概要】 保育サービス等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育所等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付する。
【近年の取組状況】 ○令和5年度において、市町村に対して3回内示を行っており、認定を受けた市町村における実績は1006件に対し807億円である。今後10月と12月の2回の内示を予定している。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

こども家庭庁成育局保育政策課・参事官（事業調整担当） 付

【支援措置名】 保育対策総合支援事業費補助金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 「新子育て安心プラン」に基づく小規模保育等の改修等や保育人材確保策等に必要な経費の一部を支援する。
【近年の取組状況】 <令和4年度の実施状況> ○令和4年度当初予算において、557市区町村に対し269億円の補助金の交付を行った。（上記市区町村には、中心市街地活性化基本計画の認定を受けている41自治体を含む）
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付少子化対策室

【支援措置名】 地域少子化対策重点推進交付金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援するとともに、結婚に伴う新生活を経済的に支援する結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）の取組を支援する。また、地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実、子育て家庭やこどもとの触れ合い体験事業等を重点的に支援するなど拡充を行う。
【近年の取組状況】 ○令和5年度においては、4月1日交付決定時点で、47の都道府県と836の市町村が本交付金を活用して事業を実施している。 <活用事例> 【長崎県 ながさきで家族になろう事業】 県・市町・民間団体の連携体制のもと、結婚を希望する独身男女に対して、出会いの場の提供を始めとする婚活支援を実施するもの。 加えて、地域コーディネーターや企業コーディネーターを活用し、企業や地域コミュニティ等における主体的な結婚支援の取組を促進する。 【長野県 社会全体で子育て応援事業】 官民協働組織「長野県将来世代応援県民会議」が実施主体となり、県民会議の開催や長県民を対象とした意識調査の実施に加え、子育て応援の機運醸成を目的とし、子育て応援パスポートの認知度向上・協賛店舗拡大の取組や、「いい育児の日」（11/19）の普及啓発及び男性の家事育児参画促進に向けた企業との連携等を推進するもの。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

総務省地域力創造グループ地域振興室

【支援措置名】 中心市街地活性化ソフト事業
【支援措置区分】 (2) ①認定と連携した特例措置
【概要】 市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置する。
【対象事業の分類】 ①イベント事業 ②講演会、シンポジウム等 ③後継者育成研修事業 ④事業の具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等 ⑤空き店舗対策事業 ⑥その他特に重要なソフト事業 【近年の取組状況】 令和4年度においては、557件を特別交付税の対象とした。
【備考】

【支援措置名】 中心市街地再活性化特別対策事業

【支援措置区分】 (2) ①認定と連携した特例措置

【概要】

市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を一般単独事業債の対象とする。

【対象となる施設整備の例】

- ・ 集客力を高める施設の整備（市民広場、ホール、駐車場等）
- ・ 地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等）
- ・ 良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク等）
- ・ 子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等）

【近年の取組状況】

令和4年度においては、10事業・総額353百万円を一般単独事業債の対象とした。

【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

文化庁文化資源活用課

【支援措置名】 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

【支援措置区分】 (3) その他の支援措置

【概要】 文化財保護法第 35 条第 1 項等の規定に基づき、重要文化財の管理又は修理に要する経費について支援する。

【近年の取組状況】

○本事業では、重要文化財建造物に対し、経年劣化等の破損状況に応じ、適切な周期で必要な保存修理事業を実施している。また、修理時期の文化財を活用し、修理現場の公開や、修理によって得られた新たな知見を公開するための情報発信を同時に実施している。令和 5 年度では、169 件の事業を実施している。(令和 5 年 9 月現在)

<採択事業>

- ・兵庫県姫路市 姫路城帯の櫓ほか 17 棟 (H29-R5)
事業費 46,288 千円 国庫補助額 30,087 千円
- ・鳥取県鳥取市 仁風閣 (R4-R9)
事業費 13,656 千円 国庫補助額 6,828 千円
- ・愛媛県松山市 道後温泉本館神の湯本館ほか 7 棟 (H29-R6)
事業費 325,000 千円 国庫補助額 162,500 千円
- ・長崎県長崎市 旧長崎英国領事館本館ほか 9 棟 (H26-R7)
事業費 200,000 千円 国庫補助額 100,000 千円 (など)

<代表事例>

【愛媛県松山市 道後温泉本館神の湯本館ほか 7 棟保存修理事業】

道後温泉の中核施設である道後温泉本館他に対し、耐震補強工事を含めた保存修理事業を実施し、事業期間中も、現場公開等において保存修理事業の情報発信をおこなう。これにより来訪者の増大にともなう新たな雇用の創出や、空き店舗の解消、若者の地方回帰に寄与する。

【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

文化庁文化資源活用課

【支援措置名】伝統的建造物群基盤強化事業

【支援措置区分】(3) その他の支援措置

【概要】文化財保護法第 146 条の規定に基づき、重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧に要する経費について支援する。

【近年の取組状況】

○令和5年度は、43 道府県 104 市町村 126 地区ある重要伝統的建造物群保存地区のうち、41 道府県 94 市町村 116 地区において、伝統的建造物群基盤強化事業を実施している。(令和5年9月現在)

＜実施事業（伝統的建造物群基盤強化事業）＞(R5.9 現在)

- ・ 富山県高岡市 事業費 31,069 千円 国庫補助額 15,534 千円
- ・ 石川県金沢市 事業費 120,230 千円 国庫補助額 60,115 千円
- ・ 長崎県長崎市 事業費 2,823 千円 国庫補助額 1,411 千円 (など)

＜代表事例＞

【石川県金沢市 伝統的建造物群基盤強化事業】

金沢市内 4 地区の重要伝統的建造物群保存地区において、建造物の修理・修景及び連動型住宅用火災警報器の設置等の整備を実施。文化財建造物の保護に加え、保存地区の歴史的風致の向上及び地区の防災機能の強化につながるものであり、コンパクトで賑わいあふれる街づくりに寄与する。

【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

【支援措置名】 公立文教施設の整備

【支援措置区分】 (3) その他の支援措置

【概要】

地域コミュニティの拠点としての学校施設や、談話室、トレーニング室等を備えた社会体育施設の整備について支援を行う。

【近年の取組状況】

○令和5年度は、公立学校施設整備費として687億円計上し、地域の持つ教育力を活かした学習活動や地域の生涯学習活動等を実施するための場、地域の人々の交流の場等を備えた、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備推進を図っている。また、社会体育施設の整備を促進し、スポーツの円滑な実施及び振興に寄与している。

【地域コミュニティの拠点としての学校施設整備の例】

地域コミュニティの核ともなる学校施設の複合化を促進するため、学校施設以外の公共施設との複合化を伴う改築、長寿命化改修の国庫補助率を1/3から1/2に引き上げている。

【スポーツ施設（社会体育施設）整備事業の例】

地域の再生と活性化に寄与することを目指し、スポーツに関する研修、講習会等に利用できる研修室、体育室・武道室及びトレーニング室等を備えたスポーツ施設を整備している。

【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省医政局医療経理室

【支援措置名】 医療提供体制施設整備交付金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援する。
【近年の取組状況】 ○令和5年度は、都道府県において事業者の選定を行っているところ。 ＜令和4年度採択事業＞ ・茨城県水戸市 救命救急センター施設整備事業 事業費 166,591 千円 交付額 1,361 千円 ・熊本県熊本市 救急ヘリポート施設整備事業 事業費 497 千円 交付額 497 千円 (など)
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

【支援措置名】 社会福祉施設等施設整備費補助金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画に基づく整備を推進する。
【近年の取組状況】 ○令和5年3月31日社援発 0331 第42号「令和5年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」において、「文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの」を優先順位を付す際の指標としている。 ○令和5年度当初予算にかかる都道府県・指定都市・中核市に対する6月時点での内示実績は27件、38億円である。 ※令和5年度における中心市街地への内示実績はなし。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

厚生労働省老健局高齢者支援課

【支援措置名】 地域支援事業交付金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 介護保険の被保険者が要支援状態又は要介護状態となることを予防するとともに、要支援状態又は要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。なお、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の各事業に要する経費に対して、一定割合を交付するものであり、それぞれの事業規模は市町村により異なる。
【近年の取組状況】 ○地域支援事業交付金のメニューの一つとして、空き家等の民間賃貸住宅や、公的賃貸住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等への入居支援を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣する事業等について支援する（高齢者の安心な住まいの確保に資する事業）。 <令和4年度の実施状況> 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 244 保険者において実施。 ※富山市、伊丹市、徳島市等、令和4年度時点で中心市街地活性化基本計画の認定を受けている市においても実施。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

農林水産省農村振興局地域整備課

【支援措置名】 農村集落基盤再編・整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。
【近年の取組状況】 ※中心市街地活性化の取り組みとして状況把握が困難なため、事業全体での取り組み状況を記載 【農山漁村地域整備交付金】 ○各都道府県は、配分された予算の範囲内で、それぞれの作成した農山漁村地域整備計画に基づき、農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策のための多様な事業メニューに対して、地区の採択や予算の配分を行い、各種事業を実施している。 (令和5年度予算額774億円の内数) 【沖縄振興公共投資交付金】 ○沖縄県は、配分された予算の範囲内で、沖縄の振興に資する事業を自主的に選択して作成した沖縄振興交付金事業計画に基づき、地区の採択や予算の配分を行い、各種事業を実施している。 (令和5年度予算額368億円の内数)
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

農林水産省農村振興局水資源課

【支援措置名】 地域用水環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。
【近年の取組状況】 ※中心市街地活性化の取り組みとして状況把握が困難なため、事業全体での取り組み状況を記載 【農山漁村地域整備交付金】 ○各都道府県は、配分された予算の範囲内で、それぞれの作成した農山漁村地域整備計画に基づき、農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策のための多様な事業メニューに対して、地区の採択や予算の配分を行い、各種事業を実施している。 (令和5年度予算額774億円の内数) 【沖縄振興公共投資交付金】 ○沖縄県は、配分された予算の範囲内で、沖縄の振興に資する事業を自主的に選択して作成した沖縄振興交付金事業計画に基づき、地区の採択や予算の配分を行い、各種事業を実施している。 (令和5年度予算額368億円の内数)
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課卸売市場室

【支援措置名】 食品流通拠点施設整備事業
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援する。
【近年の取組状況】 ※中心市街地活性化の取組として状況把握が困難なため、事業全体での取組状況を記載 中央卸売市場又は地方卸売市場が食品等流通合理化計画に従い実施する①～⑤の施設整備の取組に対して、予算の配分等をおこない、事業を実施している。 (①品質・衛生管理高度化施設整備、②物流効率化に向けた施設整備、③卸売市場統合・連携促進施設整備、④輸出促進対応卸売市場施設整備、⑤卸売市場防災対応施設整備) (令和5年度予算額121億円の内数)
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省 地域経済産業グループ中心市街地活性化室

中小企業庁経営支援部商業課

【支援措置名】 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業 (地域商業機能複合化推進事業)
【支援措置区分】 (2) ②認定と連携した重点的な支援措置
【概要】 中小事業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する事業や、需要に応じた最適な供給体制(テナントミックス)の実現に向けて取り組む事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助するもの。
【近年の取組状況】 ○ 令和5年度： 1次採択 3事業 ソフト：2件(大阪府大阪市、山口県下関市) ハード：1件(埼玉県寄居町) 2次採択 3事業 ソフト：1件(埼玉県志木市) ハード：2件(愛知県名古屋市、島根県松江市)
【採択事業(中心市街地活性化計画認定地域のみ)】 ＜ソフト事業＞ ○ 埼玉県志木市 志木街づくり株式会社が、デジタルマップや滞留空間の設置、商店街へのAIカメラを設置し、来街者の動向の分析等によって得られたデータを活用しながら、出店誘致当を行い、商店街の最適なテナントミックスの実現を目指す。 ＜ハード事業＞ ○ 島根県松江市 株式会社まつくるが、商店街で不足しているオフィスを空き店舗に整備し、松江にゆかりのあるIT企業とベンチャー企業用のオフィスと飲食店を整備する。関係人口の増加と商店街内での個人消費を喚起するとともに、当該誘致企業が商店街へ関与することにより商店街の活性化につなげる。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

国土交通省住宅局市街地建築課

【支援措置名】 中心市街地共同住宅供給事業
【支援措置区分】 (1) 法に定める特別の措置
【概要】 法第 30 条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、又は法第 34 条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、認定中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援する。
【近年の取組状況】 ○ 主な実施地区 ・ 秋田県秋田市 中通二丁目地区 【全体事業費 約 2,663 百万円 事業期間 平成 29 年度～令和 2 年度】 中心市街地の低未利用地を活用し、中高齢者をメインターゲットとした優良な住宅を供給することに加え、医療施設や居住者のコミュニティスペースを整備することにより、多世代共生型 C C R C 拠点として、地区内外からの移住者を受け入れるなど、中心市街地の人口増加に寄与し、活性化に取り組む。 令和 2 年 10 月に建築工事完成。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

国土交通省都市局市街地整備課
国土交通省住宅局市街地建築課

【支援措置名】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）
防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）

【支援措置区分】（２）①認定と連携した特例措置

【概要】

まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的として、認定中心市街地について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援する。

【近年の取組状況】

○ 主な実施地区

- ・ 豊田市文化ゾーン地区暮らし・にぎわい再生事業

【全体事業費 約 9,378 百万円 事業期間 平成 29 年度～令和 5 年度】

本地区は、「豊田市駅」及び「新豊田駅」から約 1 km 南西の中心市街地内の小高い丘陵地に位置しており、隣接する豊田市美術館等とともに、「緑に包まれた歴史・文化芸術の杜」をコンセプトとする「文化ゾーン」を形成することが位置付けられている地区である。

このため、本地区に歴史継承拠点として、博物館及び関連する園路等の整備を行い、既存の豊田市美術館等とあわせ、本市の歴史、文化・芸術の中核拠点として文化ゾーン内に機能集約することで、中心市街地の魅力向上や賑わい創出を図る。

令和3年12月着工済み

- ・ 福島県福島市 五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業

【全体事業費 約 7,800 百万円 事業期間 平成 20 年度～令和 6 年度】

本地区は、幹線道路の国道 4 号に隣接し、官公庁、学校、住宅が密集するエリアであるが、昭和 27 年建築の旧市役所本庁舎は、狭隘かつ老朽化が進行し、市民サービスの充実と行政・防災の中核機能を担うことが構造上限界となっていた。

このため、平成 22 年度に整備した行政機能を担う市役所本庁舎と隣接し、市民の安全のよりどころ、市民の文化・交流・参加の拠点となる施設が必要であり、旧庁舎跡地を活用し周辺の 3 つの公共施設と統合・複合化した市民交流施設や市民広場、駐車場の整備を行い、中心市街地の賑わいや活性化を図る。

令和4年11月着工済み

【備考】

中心市街地の活性化に資する国の支援措置に係る令和6年度予算概算要求等の概要

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等		令和6年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和5年度 予算額 (百万円)	令和6年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
1	デジタル田園都市国家構想交付金	デジタル田園都市国家構想の実現を図り、地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化するため、「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設。その中の「地方創生推進タイプ」や「地方創生拠点整備タイプ」においては、デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備等を支援。	(2)②	内閣府	地方創生推進事務局	120,000	拡充	100,000	—	○	地域再生法第5条4項1号 地域再生法13条	地方創生推進事務局分は法律補助、地方創生推進室分は予算補助。
2	就学前教育・保育施設整備交付金	保育サービス等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育所等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付する。	(3)	こども家庭庁	成育局保育政策課	32,350	拡充	29,517	—	○	児童福祉法第56条4の3	
3	保育対策総合支援事業費補助金	小規模保育等の改修等や保育人材確保等に必要経費の一部を支援する。	(3)	こども家庭庁	成育局保育政策課	50,923	拡充	45,702	—	—		
4	地域少子化対策重点推進交付金	結婚、子育てに関する地方公共団体の取組(結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組)を支援するとともに、結婚に伴う新生活を経済的に支援する結婚新生活支援事業(新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助)の取組を支援する。また、地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実、子育て家庭やこどもとの触れ合い体験事業等を重点的に支援するなど拡充を行う。	(3)	こども家庭庁	長官官房参事官(総合政策担当)付 少子化対策室	3,000	拡充	10,000	—	—		令和5年度予算額には、令和4年度補正予算の繰越分(9,000百万円)を含む
5	中心市街地活性化ソフト事業	市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置する。	(2)①	総務省	地域力創造グループ地域振興室	—	継続	—	—	—		
6	中心市街地再活性化特別対策事業	市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を一般単独事業債の対象とする。	(2)①	総務省	地域力創造グループ地域振興室	—	継続	—	—	—		
7	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	地域の特色ある文化財建造物を保存・活用するため、国が指定等した重要文化財等の保存修理等に対し支援する。	(3)	文部科学省 (文化庁)	文化資源活用課	16,472+事項要求	拡充	11,334 (別に令和4年度 第2次補正178)	—	○	文化財保護法第35条1項	
8	伝統的建造物群基盤強化	歴史的な集落・町並みを保存・活用するため、国が選定した重要伝統的建造物群保存地区の保存修理等に対し支援する。	(3)	文部科学省 (文化庁)	文化資源活用課	1,903	拡充	1,567	—	○	文化財保護法第146条	
9	公立文教施設の整備	地域コミュニティの拠点としての学校施設や、談話室、トレーニング室等を備えた社会体育施設の整備について支援を行う。	(3)	文部科学省	大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課	209,700+事項要求の内数	継続	68,718の内数	—	○	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条第1項、第12条第1項	
10	医療提供体制施設整備交付金	医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、医療施設等の施設整備を支援する。都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県の自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしている。	(3)	厚生労働省	医政局	2,675	拡充	2,555	—	—		
11	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画に基づく整備を推進する。	(3)	厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部	7,019+事項要求	拡充	4,462	—	○	生活保護法第75条第2項 等	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等		令和6年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和5年度 予算額 (百万円)	令和6年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
12	地域支援事業交付金等	地域支援事業交付金のメニューの一つとして、空き家等の民間賃貸住宅や、公的賃貸住宅(シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等への入居支援を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣する事業等について支援する。	(3)	厚生労働省	老健局	193,274	継続	193,274	—	○	介護保険法第122条の2	
13	農村集落基盤再編・整備事業 (農山漁村地域整備交付金)	地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。	(3)	農林水産省	農村振興局	92,091の内数	継続	77,390の内数	—	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
14	農村集落基盤再編・整備事業 (沖縄振興公共投資交付金)	地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。	(3)	農林水産省	農村振興局	38,094の内数	継続	36,806の内数	—	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
15	地域用水環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金)	農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。	(3)	農林水産省	農村振興局	92,091の内数	継続	77,390の内数	—	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
16	地域用水環境整備事業 (沖縄振興公共投資交付金)	農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。	(3)	農林水産省	農村振興局	38,094の内数	継続	36,806の内数	—	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
17	食品流通拠点施設整備事業 (強い農業づくり総合支援交付金の一部)	卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援する。	(3)	農林水産省	新事業・食品産業部	17,622の内数	継続	12,052の内数	—	○	卸売市場法第16条	
18	特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減	経産大臣の認定を受けた商業施設等整備事業(S特事業)に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率を軽減する。	(2)①	経済産業省	中心市街地活性化室		継続		○	○	租税特別措置法第81条 租税特別措置法施行規則第31条	
19	商店街等活性化支援事業 (中小企業基盤整備機構運営費交付金)	複数の専門家で構成するプロジェクトチームにおける面的伴走支援等を通じて、地域の事業推進体制の強化・地域内の人材育成・事業収益力の強化(事業の磨き上げ)を後押しするとともに、面的地域価値の向上を図る。	(2)②	中小企業庁	商業課	21,200の内数	拡充	18,300の内数	—	—		
20	中心市街地・商店街に出店・事業を行う中小小売事業者等の設備投資資金等に対する低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))	経産大臣の認定を受けた商業施設等整備事業者等に対して、経営基盤の強化のための合理化・共同化等を図るための設備取得、ショッピングセンターへの入居等に必要資金について、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を行う。	(3)	経済産業省	中心市街地活性化室		継続		—	—		
21	地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業(地域商業機能複合化推進事業)	中小小売・サービス業者のグループ等が商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助するもの。	(2)②	経済産業省	・中心市街地活性化室 ・商業課	0(R6年度予算要求なし)	廃止	350	—	—		
19	中心市街地共同住宅供給事業	認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援します。国は、法第30条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第34条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助します。	(1)	国土交通省	住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数	—	○	中心市街地の活性化に関する法律22条～34条	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等	令和6年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和5年度 予算額 (百万円)	令和6年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
20	都市開発資金(用地先行取得資金)	[中心市街地活性化促進用地] 都市の計画的な整備を推進するため、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が再開発事業等の面整備事業に有効に利用できる用地等の取得を行うために必要な資金について低利融資を行います。	(2)①	国土交通省 都市局市街地整備課	—	継続	—	—	○	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第1項第2号、第2項	
21	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業) 防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生事業)	中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援します。	(2)①	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数	拡充	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数	—	—	—	
22	社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業) 防災・安全交付金(都市公園・緑地等事業)	都市公園のバリアフリー化や中心市街地の活性化に資する公園・緑地等の整備について支援を行います。	(2)②	国土交通省 都市局公園緑地・景観課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数	—	—	—	
23	社会資本整備総合交付金(河川事業、統合河川環境整備事業) 防災・安全交付金(河川事業)	中心市街地における洪水の防止や地域のまちづくりと一体的に実施する河川の整備及び環境整備を行うものに支援を行います。	(2)②	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課・治水課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数	—	—	—	
24	社会資本整備総合交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業) 防災・安全交付金(住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業)	基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行います。	(2)②	国土交通省 水管理・国土保全局 治水課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数	—	—	—	
25	社会資本整備総合交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業) 防災・安全交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業)	中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的とした下水道整備に対して支援を行います。	(2)②	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数	—	—	—	
26	社会資本整備総合交付金(住宅市街地基盤整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地基盤整備事業)	住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業の推進を図るため、基幹的な公共施設整備と併せて居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備等の、住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連する公共施設等を整備するものについて、総合的に支援を行います。	(2)②	国土交通省 住宅局住宅総合整備課 住環境整備室	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数	—	—	—	
27	社会資本整備総合交付金(バリアフリー環境整備促進事業) 防災・安全交付金(バリアフリー環境整備促進事業)	バリアフリー法(「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」)に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定及び基本構想に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備、認定特定建築物の建築または不特定かつ多数の者が利用し、若しくは主として高齢者・障害者等が利用する既存建築物のバリアフリー改修工事に対し支援を行います。	(2)②	国土交通省 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数	—	—	—	
28	社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 防災・安全交付金(優良建築物等整備事業)	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。	(2)②	国土交通省 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数	—	—	—	
29	社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業)	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。	(2)②	国土交通省 住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数	—	—	—	
30	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業)	地方公共団体が主体となり、公的賃貸住宅の整備や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援を行います。具体的な支援の対象としては、公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等のほか、提案事業による事業等の実施があげられます。	(2)②	国土交通省 住宅局住宅総合整備課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数	—	—	—	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等	令和6年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和5年度 予算額 (百万円)	令和6年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
31	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 防災・安全交付金(街なみ環境整備事業)	住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成するための支援を行います。	(2)②	国土交通省 住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数	—	—	—	
32	社会資本整備総合交付金(港湾事業) 防災・安全交付金(港湾事業)	中心市街地の活性化に資する港湾施設の整備に対して支援を行います。	(2)②	国土交通省 港湾局計画課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数	—	—	—	
33	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	地域の交流拠点として中心市街地の活性化に資する官庁施設の整備について、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ国有財産の最適利用、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成、人の移動の円滑化に配慮して進めることにより、地域のまちづくり計画を推進するための取組を支援する。	(3)	国土交通省 官庁営繕部計画課	20,784の内数	継続	17,320の内数	—	—	—	
34	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査等事業)等	多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援します。	(3)	国土交通省 総合政策局地域交通課	28,219の内数	拡充	22,247の内数	—	○	離島航路整備法第三条(離島航路への補助のみ)	
35	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	民間事業者が施行する都市再生特別措置法第2条第1項に規定する都市開発事業(以下「民間都市開発事業」という。)の立ち上げを支援するため、優良な民間都市開発事業に対し、(一財)民間都市開発推進機構が出資等(まち再生出資)を行うことにより、民間資金の誘導を図るものです。 なお、民間都市開発事業について、(一財)民間都市開発推進機構による出資等を受けるために、都市再生特別措置法第63条に規定する民間都市再生整備事業計画、同法第95条に規定する民間誘導施設等整備事業計画又は広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律第7条に規定する民間拠点施設整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。	(3)	国土交通省 都市局まちづくり推進課 都市開発金融支援室	—	継続	—	—	○	都市再生特別措置法第71条第1項第1号及び第103条第1項第1号 広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律第15条第1項第1号	まち再生基金を原資に支援。
36	官民連携まちなか再生推進事業	まちなかの賑わいの創出や「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成など、都市の魅力・国際競争力の向上を図るため、官民連携によるエリアプラットフォームの構築や目指す将来像の共有に向けた未来ビジョン等の策定、未来ビジョン等の実現に向けた取組を総合的に支援します。	(3)	国土交通省 都市局まちづくり推進課	481	拡充	315	—	—	—	
37	都市開発資金(都市環境維持・改善事業資金)	地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対し、無利子貸付けを行います。 なお、貸付を受ける事業は都市再生整備計画に定められている必要があります。	(3)	国土交通省 都市局まちづくり推進課	—	継続	—	—	○	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第26条、第27条	
38	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) 防災・安全交付金(都市再生整備計画事業)	市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、社会資本整備総合交付金により支援を行います。また、災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的として、防災・安全交付金により支援を行います。	(3)	国土交通省 都市局市街地整備課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数	拡充	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数	—	○	都市再生特別措置法第47条	
39	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) 防災・安全交付金(市街地再開発事業等)	空洞化が進行する中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する市街地再開発事業に係る施設建築物の整備等に対して支援を行います。	(3)	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数	拡充	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数	—	—	—	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等		令和6年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和5年度 予算額 (百万円)	令和6年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
40	社会資本整備総合交付金(都市再生区画整理事業) 防災・安全交付金(都市再生区画整理事業)	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新を推進するため施行する土地区画整理事業(都市再生区画整理事業)を支援します。	(3)	国土交通省	都市局市街地整備課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数	—	—	—	
41	都市構造再編集中支援事業	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共施設誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業です。	(3)	国土交通省	都市局市街地整備課	79,052	拡充	70,000	—	○	都市再生特別措置法第47条	
42	社会資本整備総合交付金(まちなかウォークブル推進事業) 都市再生推進事業費補助(まちなかウォークブル推進事業)	車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援する。	(3)	国土交通省	都市局街路交通施設課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【補助金】 927	拡充	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【補助金】 589	—	○	都市再生特別措置法第47条	
43	社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業) 防災・安全交付金(都市・地域交通戦略推進事業) 都市・地域交通戦略推進事業費	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援する。	(3)	国土交通省	都市局街路交通施設課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数 【補助金】 1,108	拡充	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 【補助金】 1,000	—	—	社会資本整備総合交付金交付要綱 都市・地域交通戦略推進事業制度要綱 都市・地域交通戦略推進事業費補助交付要綱	
44	社会資本整備総合交付金(地域公共交通再構築事業)	地域づくりの一環として、地域公共交通ネットワークの再構築に必要な鉄道施設・バス施設の整備に対して支援を行います。	(3)	国土交通省	総合政策局地域交通課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数	拡充	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数	—	—	—	
45	社会資本整備総合交付金(河川事業、統合河川環境整備事業) 防災・安全交付金(河川事業)	認定基本計画に位置付けられる区域外の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に資する河川の整備に対して支援を行います。	(3)	国土交通省	水管理・国土保全局 河川環境課・治水課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数	—	—	—	
46	社会資本整備総合交付金(道路事業) 防災・安全交付金(道路事業) 連続立体交差事業、無電柱化推進計画事業等	都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地等の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。	(3)	国土交通省	道路局環境安全・防災課 都市局街路交通施設課 都市局市街地整備課	【社会資本整備総合交付金】 656,283の内数 【防災・安全交付金】 994,310の内数 【補助事業】 611,465の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 549,190の内数 【防災・安全交付金】 831,299の内数 【補助事業】 511,319の内数	—	—	—	
47	空き家対策総合支援事業	空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等を行う場合に支援を行います。	(3)	国土交通省	住宅局住宅総合整備課 住環境整備室	7,180	拡充	5,400	—	○	空家等対策の推進に関する特別措置法第15条	
48	鉄道駅総合改善事業費補助	駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者にやさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るため、地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの拡幅等の駅改良、バリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設等の駅空間の高度化に資する施設の整備に対して支援を行います。	(3)	国土交通省	鉄道局都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室	2,101	継続	2,055	—	—		
49	鉄道施設総合安全対策事業費補助(踏切保安設備整備)	踏切道における事故の防止と交通の円滑化を図るため、踏切遮断機や警報機の設置、障害物検知装置等の高規格保安設備の整備及び災害時の踏切道の適確な管理のために行う踏切監視用カメラの整備等に係る費用に対し支援を行います。	(3)	国土交通省	鉄道局施設課	9,882の内数	継続	5,035の内数	—	○	踏切道改良促進法第19条	
50	地下鉄など鉄道整備に対する補助(都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道／空港アクセス鉄道等)、幹線鉄道等活性化事業費補助)	大都市圏における交通混雑の緩和や鉄道の利用者利便の増進を図るため、地下高速鉄道や空港アクセス鉄道の整備、利便性向上に資する施設の整備等の事業に対し支援を行います。	(3)	国土交通省	鉄道局都市鉄道政策課	15,987の内数	継続	8,073の内数	—	—	○地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱 ○空港アクセス鉄道等整備事業費補助交付要綱 ○幹線鉄道等活性化事業費補助交付要綱	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等	令和6年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和5年度 予算額 (百万円)	令和6年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
51	都市鉄道利便増進事業費補助	相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク(既存ストック)を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性の向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する事業に対し支援を行います。	(3)	国土交通省 鉄道局都市鉄道政策課	1,400	継続	6,736	—	○	○都市鉄道等利便増進法 ○都市鉄道利便増進事業費 補助交付要綱	

支援措置区分 (1):法に定める特別の措置 (2)①:認定と連携した特例措置 (2)②:認定と連携した重点的な支援措置 (3):その他の支援措置

デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和6年度概算要求額 **1,200.0億円**【うち**重要政策推進枠**300.0億円】
（令和5年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

- デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、令和4年度第2次補正予算において「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設した。
- 5か年の新たな総合戦略「デジタル田園都市国家構想総合戦略」も踏まえつつ、各地方公共団体が目指す地域ビジョンの実現を総合的・効果的に支援する観点から、関係省庁と連携しつつ、政策分野横断的に支援を行うデジタル田園都市国家構想交付金の活用を促進していく。



（注）本交付金の一部は、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

【デジタル実装タイプ】

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、以下のとおりのデジタル実装に必要な経費を支援。

- ・他の地域で既に確立されている優良モデルを活用した実装の取組（TYPE1）
- ・データ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う取組（TYPE2/3）
- ・「転職なき移住」を実現するとともに、地方への新たなひとの流れを創出する取組（地方創生テレワーク型）

【地方創生推進タイプ】

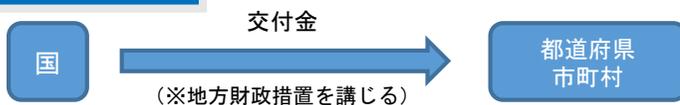
デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。

- ・自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する取組等（先駆型・Society5.0型：最長5年間、横展開型：最長3年間）
- ・東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策（移住・起業・就業型）
- ・地域企業に対し、経営課題解決等に資するデジタル人材などのマッチングを支援（プロフェッショナル人材事業型）
- ・省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備（地方創生整備推進型）

【地方創生拠点整備タイプ】（原則として3年間（最長5年間））

デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

資金の流れ



期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

令和6年度概算要求額 324億円 + 事項要求 (295億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

2. 施策の内容

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

3. 実施主体等

【実施主体】 (私立) 市区町村

【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村
(保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)

【対象校種】 保育所、幼稚園(認定こども園への移行に伴うもの)、認定こども園、小規模保育施設 等
(保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く)

【補助割合】

(私立) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4
(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

(公立) 原則国1/3、設置者(市区町村)2/3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 509億円の内数 (457億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

(※) 都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

2. 施策の内容

- 【対象事業】
- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 | (2) 小規模保育改修費等支援事業 |
| (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 | (4) 認可化移行改修費等支援事業 |
| (5) 家庭的保育改修等支援事業 | |

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1 施設当たり	利用(増加) 定員19名以下	15,210千円	(① 20,280千円、② 23,322千円)
	利用(増加) 定員20名以上59名以下	27,378千円	(① 32,448千円、② 35,490千円)
	利用(増加) 定員60名以上	55,770千円	(① 60,840千円、② 63,882千円)

老朽化対応の場合 1 施設当たり 27,378千円 (① 32,448千円)

(2) 1事業所当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

(3) 1施設当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

(4) 1施設当たり 32,448千円 (② 35,490千円)

(5) 保育所で行う場合 1か所当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,434千円

【補助割合】 (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

(5) 国：1/2、市区町村：1/2

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

(1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4

(5) 国：2/3、市区町村：1/3

保育士修学資金貸付等事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和6年度概算要求額 509億円の内数 (457億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

<p>1. 保育士修学資金貸付 (個人向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事(貸付を受けた都道府県の施設)により返還を免除 ※貸付決定者数 5,217人(令和3年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) ア 学 費 5万円(月額) イ 入学準備金 20万円(初回に限る) ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る) エ 生活費加算 4~5万円程度(月額) ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間:最長2年間
<p>2. 保育補助者雇上支援 (事業者向け) ※幼保連携型認定こども園対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数 223人(令和3年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間:最長3年間 ○ 保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間:最長3年間
<p>3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援 (個人向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,558人(令和3年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間:1年間
<p>4. 潜在保育士の再就職支援 (個人向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,668人(令和3年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) 就職準備金 40万円
<p>5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援 (個人向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の勤務により返還を免除 ※貸付決定者数 6人(令和3年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間:2年間

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国:9/10、都道府県・指定都市:1/10

令和6年度概算要求額 30億円（10億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国の少子化は深刻さを増しており、静かな有事とも言える状況にある。2022年の出生数は80万人を割り込み、過去最少となり、政府の予測よりも8年早いペースで少子化が進んでいる。効果的な少子化対策の推進には、政府の取組に加え、住民に身近な地方公共団体が、地域の実情や課題に応じた取組を進めることが重要であることから、地方公共団体が行う少子化対策の取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充する。

2 事業の概要・スキーム

① 地域少子化対策重点推進事業

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援する。

（1）地域結婚支援重点推進事業

- ・一般メニュー（補助率：2/3）

結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化 等

- ・重点メニュー（補助率：3/4）

自治体間連携を伴う取組、AIを始めとするマッチングシステムの高度化、地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実 等

（2）結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

（3）結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2）

男性の家事・育児参画促進、結婚、妊娠・出産、子育て支援情報の「見える化」支援 等

- ・重点メニュー（補助率：2/3）

自治体間連携を伴う取組、地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成、子育て家庭やこどもとの触れ合い体験 等

② 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新婚世帯を対象に家賃・引越費用等を補助する取組を支援する。

- ・一般コース（補助率：1/2）

- ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

【対象世帯所得】500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：60万円

夫婦共に39歳以下（上記世帯を除く）：30万円

<拡充内容> ➤ 地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実、子育て家庭やこどもとの触れ合い体験事業等を重点的に支援するなど拡充を行う。

3 実施主体等

① 地域少子化対策重点推進事業

都道府県、市区町村等

② 結婚新生活支援事業

都道府県、市区町村等

国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

16,472百万円+事項要求
11,334百万円)



現状・課題

国宝・重要文化財建造物は、滅失してしまえば取り返しのつかないものであるが、経年等による劣化はさげられない。文化財建造物を確実に次世代に継承するため、所有者等が適切な周期で安定的に保存修理を実施できるよう支援する必要がある。

地域の宝でもある国宝・重要文化財建造物は、観光振興等の核として地域の活性化に寄与するものであることから、公開活用等の取り組みについても支援し、文化財建造物の活用を促進する必要がある。

事業内容

- 補助対象事業
 - (1) 根本修理
 - (2) 維持修理
 - (3) 特殊修理
 - (4) 保存修理 (近現代建造物)
 - (5) 情報発信
 - (6) 先端技術活用
 - (7) 公開活用事業
 - (8) 環境保全等

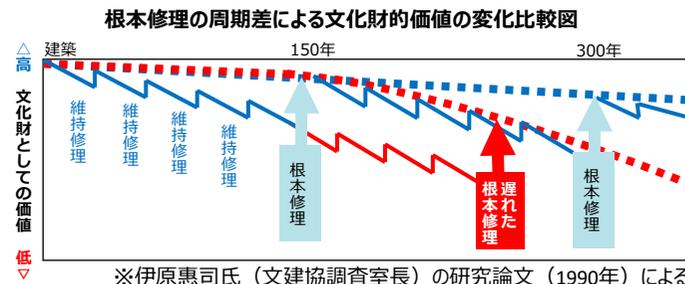
- 補助事業者：所有者、管理団体等

- 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり (最大35%)



重要文化財 尾崎家住宅主屋ほか8棟
半解体修理の様子 (鳥取県)



先端技術活用



文化財の公開活用



修理機会を捉えた情報発信



周辺環境整備



アウトプット (活動目標)

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

令和5年	令和6年	令和8年
137件	151件	161件

(年間の木造建造物の修理事業実施件数)

文化財の匠プロジェクト (令和3年12月24日 文部科学大臣決定) に基づく目標値

短期アウトカム (成果目標)

修理周期の適正化 (木造建造物)

適正な修理周期
維持修理 30年
根本修理 150年

長期アウトカム (成果目標)

我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うことで、保存と活用の好循環を図る。

伝統的建造物群基盤強化

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

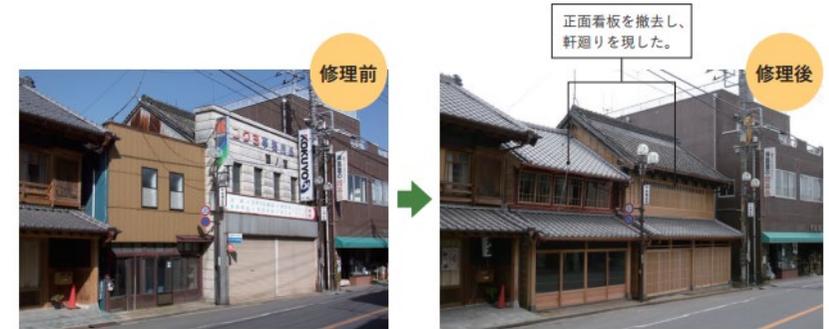
1,903百万円
1,567百万円



現状・課題

伝統的建造物群は、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している集落や町並みであり、市町村がこうした地区の保存・活用を図るものうち、特に価値の高いものを国が「重要伝統的建造物群保存地区」（以下「重伝建地区」）に選定し、市町村の取組を支援している。

重伝建地区は、門前町や宿場町、商家町など観光資源としての人気も高いが、修理や修景、防災環境の整備が進んでいないなどの課題がある。地区全体の魅力と安全性を向上させ、観光振興や地方創生を図る必要がある。



香取市佐原伝統的建造物群保存地区の修理事例

事業内容

● 補助対象事業

- (1) 伝統的建造物群の保存・対策、防災対策に係る調査
- (2) 修理・修景・公開活用整備
- (3) 防災・耐震
- (4) 買上
- (5) 先端技術の活用

● 補助事業者：市町村

● 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え地区全体の魅力と安全性を向上

修理・修景、防災・耐震の促進



<滋賀県 近江八幡市八幡>
修景事業を実施した建造物



<福岡県 下郷町大内宿>
防災事業で整備した放水銃

公開活用



<佐賀県 嬉野市塩田津>
公開活用施設

先端技術の活用



<静岡県 焼津市花沢>
石垣耐震補強のためのレーザー探査

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

アウトプット（活動目標）

- 重伝建地区の修理・修景等を実施した
- 地方公共団体の数

令和5年度 (令和5年6月現在)	令和6年度
106	123

短期アウトカム（成果目標）

- 重伝建地区の文化財としての価値の維持と向上
- 重伝建地区の環境保全及び公開活用の促進
- 重伝建地区の防災環境の向上

長期アウトカム（成果目標）

- 地域の歴史や文化をいかしたまちづくりの推進
- 地域の活性化や観光拠点としての魅力向上
- 地域の文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成に寄与。

担当：文化資源活用課

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和6年度要求・要望額

2,097億円

+ 事項要求

(前年度予算額)

687億円



文部科学省

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

① 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・共用化・集約化

② 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

③ 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



激甚化・頻発化する災害への対応



台風で屋根が消失した体育館

避難所としての防災機能強化



バリアフリートイレの整備

1
新しい時代の
学校施設

公立学校施設の
整備

2

国土強靱化

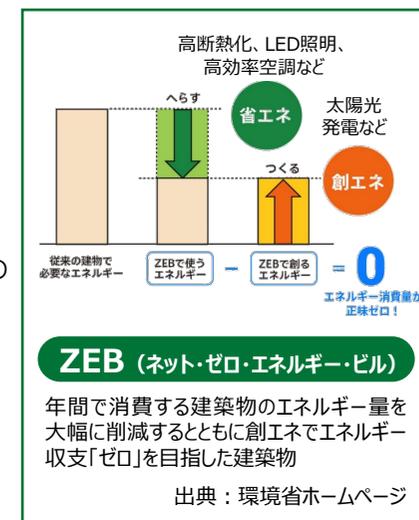
3

脱炭素化

他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備



柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



具体的な支援策

制度改正

学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）や夜間中学として小中学校等を設置する自治体に対する施設整備に係る**支援の拡充**（廃校や余裕教室等の既存施設を改修して活用する場合における新しい支援メニューの創設：**補助率 1/2**）

単価改定

物価変動の反映や標準仕様の見直し等による増
対前年度比 + 19.4%
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合
R5:268,300円/m² ⇒ R6:320,400円/m²

体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金等)

令和6年度概算要求額 4,700,000千円
(前年度予算額 3,600,000千円)



事業開始年度 平成23年度～

- ▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。
- 地域のスポーツ環境の充実
 - 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備
 - 災害時には避難所として活用されるための環境整備（耐震化及び空調設備の整備等）

スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

国土強靱化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化（構造体・非構造体）
- スポーツ施設の空調整備

脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO2排出減に寄与する整備を支援

補助対象

地方公共団体

算定割合

1/3 補助 ※災害対応の浄水プール等は1/2

R6制度改正

- 社会体育施設以外の公共施設（公立図書館等）を相手方とする、社会体育施設の複合化・集約化について、補助率を1/2に引上げ
- 学校水泳プールの老朽化改修にかかる費用の補助対象化
- 社会体育施設の空調設備（新設）について、補助率を1/2に引上げ

事業開始年度 令和5年度～

- ▶ 地域スポーツクラブ活動に必要な用具の保管のための用具庫等、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に資する施設について、整備・改修（47億円の内1億円）を支援する。

補助対象

地方公共団体

補助対象となる学校種

公立中学校

算定割合

1/3 補助

効果

- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、地域のスポーツ環境整備を促進する。

医療提供体制施設整備交付金の概要

I 予算額

令和5年度予算額
2,555,264 千円

令和6年度概算要求額
→ 2,675,264千円

II 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

IV 交付対象

注1) 公立(都道府県、市町村、地方独立行政法人、一部事務組合、広域連合)は補助対象外
注2) 公的…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率	補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率
休日夜間急患センター	○	○	○	0.33	特殊病室施設	○	○	○	0.33
病院群輪番制病院及び共同利用型病院	○	○	○	0.33	肝移植施設	○	○	○	0.33
救急ヘリポート	○	○	○	0.33	治験施設		○	○	0.33
ヘリポート周辺施設整備	○	○	○	0.33	特定地域病院	○	○	○	0.33
(地域)救命救急センター	○	○	○	0.33	医療施設土砂災害防止施設整備事業	○	○	○	0.5
小児救急医療拠点病院	○	○	○	0.33	南海トラフ地震に係る津波避難対策	○	○	○	0.33
小児初期救急センター施設	○	○	○	0.33	アスベスト除去等整備	○	○	○	0.33
小児集中治療室	○	○	○	0.33	医療機器管理室		○	○	0.33
小児医療施設	○	○	○	0.33	地球温暖化対策	○	○	○	0.33
周産期医療施設	○	○	○	0.33	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設(民間は一部)	○	○	○	0.33
地域療育支援施設	○	○	○	0.5	地域拠点歯科診療所施設	○	○	○	0.5
共同利用施設(開放型病棟等)		○	○	0.33	医療施設浸水対策事業	○	○	○	0.33
医療施設近代化施設	○	○	○	0.33					
基幹災害拠点病院	○	○	○	0.5					
地域災害拠点病院	○	○	○	0.5					
腎移植施設	○	○	○	0.33					

V 調整率

➤ 調整率 0.5、0.33

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和5年度予算額
45億円
(令和4年度補正予算 99億円)



令和6年度概算要求額
70億円+事項要求 (国土強靱化分)

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



生活保護施設等の整備

- 生活保護法、売春防止法の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、婦人保護施設等）等の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。



【事項要求】

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）で示された障害関係施設等の防災・減災対策に必要な経費は、事項要求とし予算編成過程で検討。

耐震化・防災対策の推進

- 障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



令和6年度概算要求額 1,933億円（1,933億円）※（）内は前年度当初予算額
※消費税率引上げに伴う社会保障の充実等については、予算編成過程で検討

令和4年度予算額 : 1,928億円
交付決定額 : 1,759億円（執行率91.3%）

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



咲かそう、地域包括ケアの花！

2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」
※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能
- ② 包括的支援事業・任意事業
「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
1号保険料、2号保険料と公費で構成
(介護給付費の構成と同じ)
- ② 包括的支援事業・任意事業
1号保険料と公費で構成
(2号は負担せず、公費で賄う)

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体 市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、
介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、
一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、
地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

農村集落基盤再編・整備事業（農山漁村地域整備交付金）

事業の概要

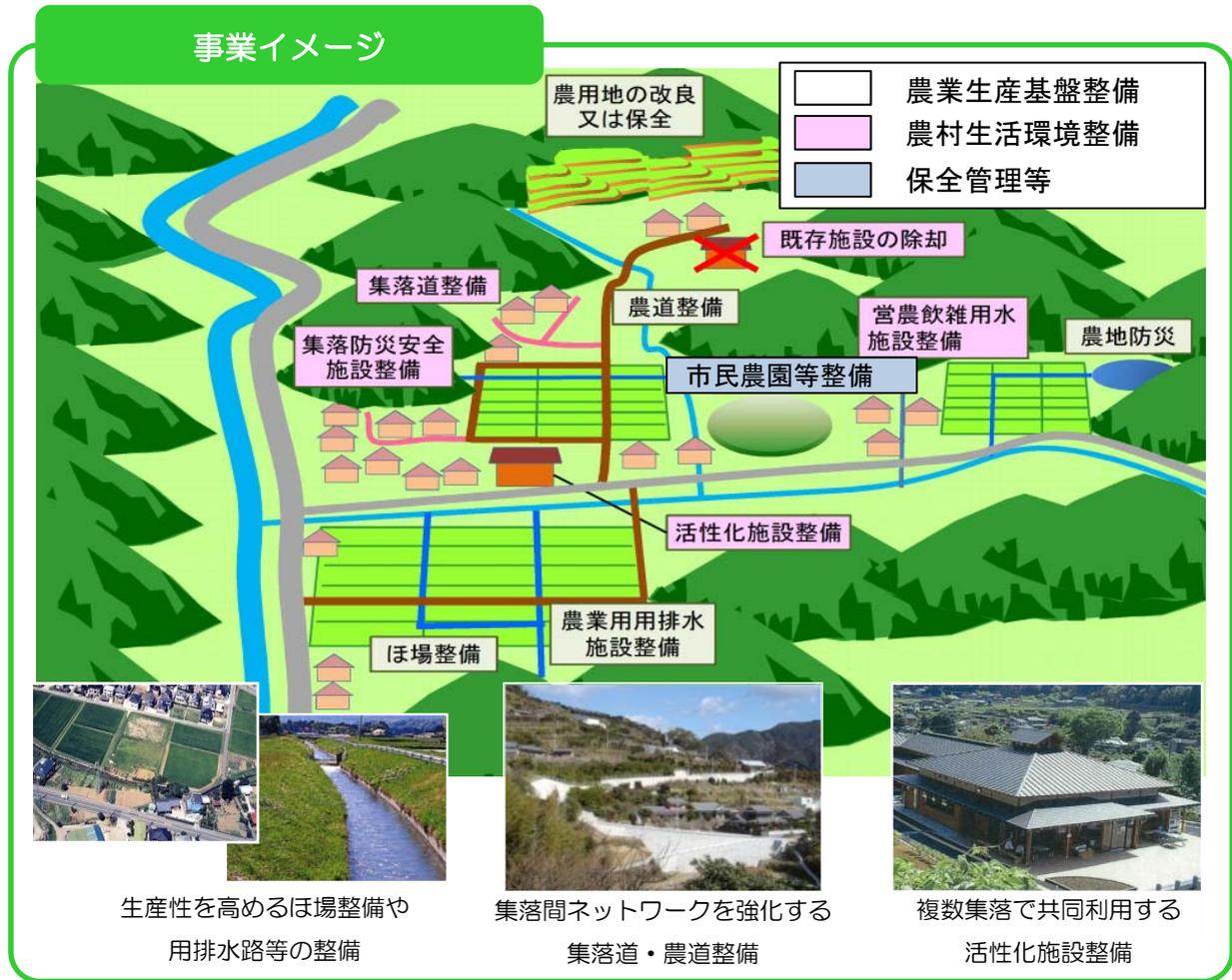
都道府県又は市町村が策定する農村振興基本計画等に即し、農地や農業用排水施設などの農業生産基盤整備と併せて農業集落道や農業集落排水施設などの農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施。

<特徴>

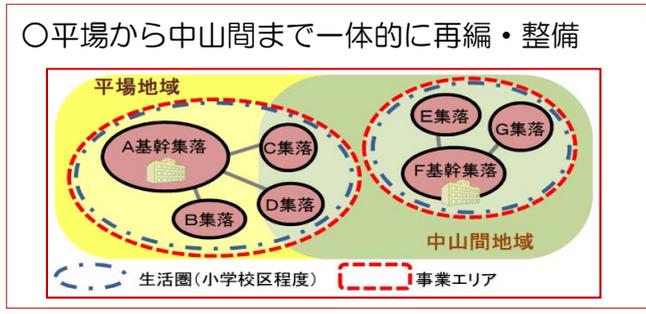
- 農村地域を総合的に整備することにより、秩序ある土地利用、生活環境の改善など、農業生産基盤と生活環境の両面で質の高い環境整備が可能です。
- 農業の生産条件等が不利な中山間地域においても、農業生産基盤整備と併せて農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施することにより、中山間地域における農業・農村の活性化を支援します。

事業メニュー

区分	事業種類	事業内容
農業生産基盤整備	(1) 農業用排水施設整備	農業用排水施設の整備
	(2) 農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の整備
	(3) ほ場整備	農用地の区画整理、これと関連する整備
	(4) 農用地開発	農用地の造成とこれに附帯する施設の整備
	(5) 農地防災	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するための施設の整備
	(6) 客土	農用地につき行う客土
	(7) 暗渠排水	農用地につき行う完全暗渠の整備
	(8) 農用地の改良又は保全	農用地の改良又は保全に必要な整備
農村生活環境整備	(1) 農業集落道整備	農道を補完する集落周辺の道路の整備
	(2) 営農飲雑用水施設整備	家畜、園芸、洗浄など営農飲雑用水施設の整備
	(3) 農業集落排水施設整備	雨水を排除する施設等の整備
	(4) 集落防災安全施設整備	集落の防災安全のために必要な施設の整備
	(5) 用地整備	非農用地の整備、農業施設用地の整備
	(6) 活性化施設整備（中山間のみ）	農業生産活動等の拠点等多目的施設の整備
	(7) 地域農業活動拠点施設整備（中山間以外）	農業生産活動、地域保全活動等の拠点施設の整備
	(8) 集落環境管理施設整備	農産廃棄物等の処理、再利用施設の整備
	(9) 交流施設基盤整備（中山間のみ）	多目的広場等や附帯する施設の整備
	(10) 情報基盤施設整備	施設の遠隔管理システム、防災情報システムの整備
	(11) 市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備
	(12) 生態系保全施設等整備	自然・生態系保全施設、修景施設等の整備
	(13) 地域資源利活用施設整備	地域資源を活用し農業生産を補完する施設の整備
	(14) 施設補強整備	農業施設の安全性の確保に必要な補強整備
	(15) 施設環境整備	高齢者・障害者の利用に資する農業施設の改修整備
	(16) 歴史的な土地改良施設保全整備	歴史的な土地改良施設の補強等の保全整備
	(17) 施設集約整備	農業農村施設の撤去、撤去跡地の整備
	(18) 交換分合	農用地等の交換分合
(19) 集落土地基盤整備	必要な範囲内の農振白地の農用地の改良・保全整備	
保安全管理等整備	(1) 高付加価値農業基盤整備	高付加価値農業の営農に必要な用水及び排水整備
	(2) 附帯整備	既設高付加価値農業に係る施設の撤去・移転
	(3) 用地整備	耕作放棄地等の利活用のための用地整備
	(4) 市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備
	(5) 生態系保全施設整備	生態系の保全に資する施設の整備
	(6) 遊水池整備	周辺地域からの流水の一時貯留施設等の整備
	(7) 土地改良施設撤去及び跡地整備	土地改良施設の撤去及び跡地整備
	(8) 交換分合	農用地等の交換分合



- 事業体系
- 農山漁村地域整備交付金
- └ 農村集落基盤再編・整備事業
 - └ 集落基盤再編型
 - └ 中山間地域総合整備型
 - └ 農地環境整備型
 - └ 実施計画策定型



- <交付先等>
- 集落基盤再編型
 1. 交付先：都道府県、市町村
 2. 事業実施主体：都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合等
 3. 交付率：1/2等
 - 中山間地域総合整備型
 1. 交付先：都道府県、市町村
 2. 事業実施主体：都道府県、市町村
 3. 交付率：55%等
 - 農地環境整備型
 1. 交付先：都道府県、市町村
 2. 事業実施主体：都道府県、市町村
 3. 交付率：55%等
- ※沖縄振興公共投資交付金においても上記事業に対する支援が可能

「農地環境整備型」実施イメージ

耕作放棄地が介在する地域において、営農の再開が見込めない区域と営農を継続し生産性向上を図る区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と、優良農地の生産性向上を図るための整備を一体的に実施。

事業実施前



事業実施後



「生産区域」(凡例:  )
・農業生産性の向上を目的とした基盤整備

「保安全管理区域」(凡例: )
・保安全管理、利活用による周辺農地への悪影響の除去

農山漁村地域整備交付金のうち
地域用水環境整備事業（公共）

対策のポイント

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るため必要となる整備を実施。

（地域用水機能）

農業用水は農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活用水、防火用水、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系保全、親水など地域用水として多面的な機能を有しています。

政策目標

地域住民や都市住民のニーズに対応した生活環境の質的向上、農業用水の有する多面的な機能の適切な発揮

<内容>

1. 地域用水環境整備型

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るための整備を実施します。

具体的には、以下の施設を整備します。

- ①親水・景観保全施設、②生態系保全施設、③地域防災施設、④濁水対策施設、⑤利用保全施設、⑥地域用水機能増進施設、⑦小水力発電施設

2. 歴史的施設保全型

国の登録文化財等、文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施します。

補助率：1は農林水産省、北海道、離島50%、奄美52%、
沖縄2/3(ただし、⑦等の単独施設整備は50%)
2は50%(ただし沖縄にあつては75%)
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、その他団体

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3502-6246）]

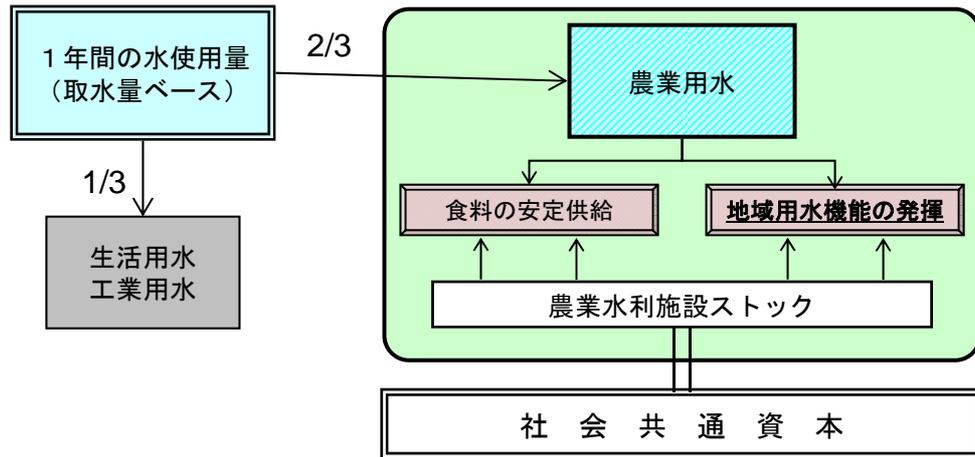
農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業

(現 状)

- ・ 農業用水の年間取水量は、我が国の水使用量の3分の2に相当。

(背 景)

- ・ 農業用水は、昔から「地域の水」として人々の生活に密着し、炊事、洗濯等の生活用水や消雪用水などの地域用水機能を発揮。
- ・ また、農村地域の景観形成や親水、生態系保全を通じて、地域住民や都市からの来訪者に「うるおい」や「やすらぎ」を提供。



- 農業水利施設の適切な保安全管理・整備と一体的に、農業用水の有する多面的な機能（地域用水機能）の発揮や、自然に恵まれた緑地空間の形成等を図ることにより、地域住民にも開かれた魅力ある農村空間の形成を推進。



親水機能

水深を浅くし、自然石を護岸に用いるなど、子どもたちが水に親しめるようにしています。



消流雪用水機能

冬には消流雪用水路として、住民の生活に欠くことのできない役割を担っています。



生態系保全機能

野生生物や魚類などの生息を助け、自然生態系の機能を再生しています。



生活用水機能

農作物や農機具などの洗い場として、昔から広く利用されています。

37 食品流通拠点整備の推進（強い農業づくり総合支援交付金の一部）

【令和6年度予算概算要求額 17,622（12,052）百万円の内数】

<対策のポイント>

卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援します。

<事業目標>

- 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数（55市場 [令和6年度まで] ）
- 共同物流拠点における入荷時のトラックの積載率と比較して、出荷時の積載率を10%以上向上

<事業の内容>

1. 卸売市場施設整備

生鮮食料品等の流通の核としての機能の高度化、防災・減災への対応、農林水産物の輸出拡大、食料安全保障に対応した生鮮食料品等の流通を実現するため、

- ① 品質・衛生管理の強化
- ② 物流業務の効率化、省力化
- ③ 保管調整機能の強化
- ④ 輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保
- ⑤ 輸出先国が求める衛生基準の確保

等に資する卸売市場施設の整備を支援します。

2. 共同物流拠点施設整備

物流効率化やCO2排出削減に資する共同配送・モーダルシフトのためのストックポイント等の共同物流拠点施設の整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 卸売市場施設整備

【温度管理、貯蔵保管機能の強化】



需要に対応した大小の定温施設



大規模流通に対応した保管施設

【効率・衛生的な荷下し・荷積み環境】



全天候型で、左右どちらにも荷下し可能な中央通路



外気の影響を受けないドックシェルター

【場内物流の効率化】



効率的な施設配置とレイアウトの自由度が高い売場

場内作業の自動化



多段移動台車 棚上搬送ロボット

【買受人、実需者の利便性の向上】



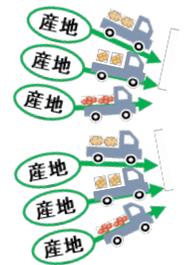
温度管理に対応し、効率的に作業できる買荷保管積込所

【防災機能の強化】

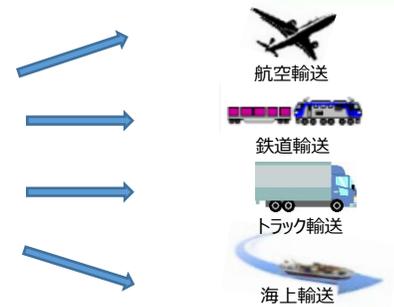


非常用電源

2. 共同物流拠点施設整備



共同物流拠点



中心市街地共同住宅供給事業

※優良建築物等整備事業(市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ)による支援

事業概要

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における優良な共同住宅供給を支援することによって、街なか居住の推進を図り、中心市街地の活性化に寄与する。

主な事業要件

- ・ 内閣総理大臣により認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内で行われる中心市街地共同住宅供給事業(法定事業)
- ・ 優良な住宅を10戸以上供給(延べ床面積の1/2以上が住宅)

対象地域

- ・ 中心市街地活性化基本計画の区域内

敷地及び建築物の基準

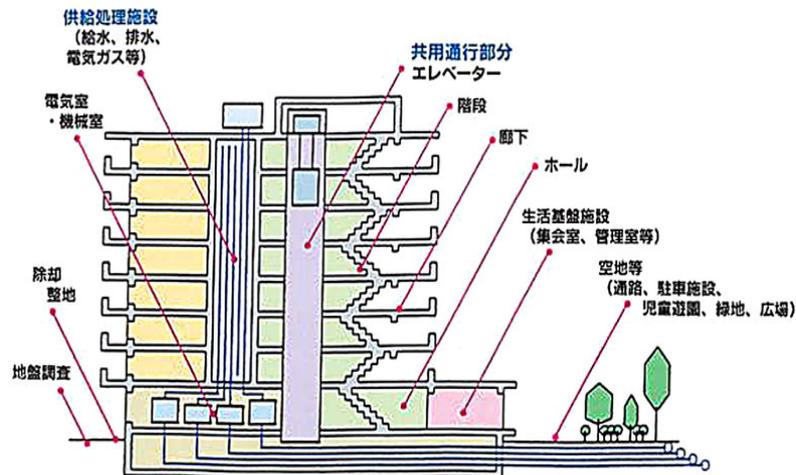
- ・ 敷地面積が概ね500㎡以上
- ・ 地上3階以上で、耐火建築物または準耐火建築物であること
- ・ 共用通行部分で交付対象となるものは、高齢者等の通行に支障が生じないようにバリアフリー化等がなされていること
- ・ 建ぺい率に応じた一定以上の空地が確保されていること
- ・ 敷地が原則として幅員6m以上の道路に4m以上接すること

施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等

補助対象費用

- ①調査設計計画
(基本構想作成、事業計画作成、地盤調査、建築設計)
- ②土地整備
(建築物除却等費、補償費)
- ③共同施設整備
(空地等の整備、供給処理施設、共用通行部分整備費等)



補助率

補助対象に対して国1/3、地方1/3、民間1/3
 (長期優良住宅の整備を含む場合は、
 国:2/5、地方:2/5、民間:1/5)

暮らし・にぎわい再生事業

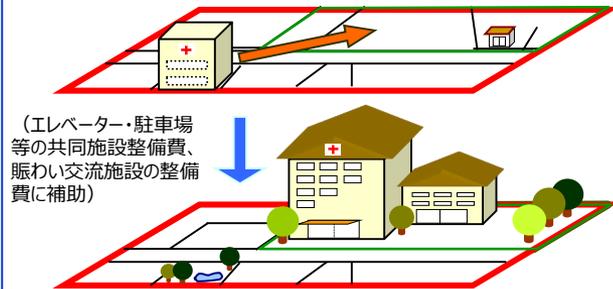
中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。

補助内容



都市機能まちなか立地支援

公共公益施設の整備に対し、補助



空きビル再生支援

空きビル等の公共公益施設・集客施設への改修に対し、補助



(改修工事費、共同施設整備費、賑わい交流施設の整備費に補助)

(スーパ-から生涯学習センターへのコンバージョン)

賑わい空間施設整備

多目的広場等の公開空地の整備に対し、補助

〔整備イメージ〕



対象施設

- ① 認定基本計画への位置付け
- ② 地階を除く階数が原則として3階以上※1 ※2
- ③ 耐火建築物等又は準耐火建築物等※1 ※2
- ④ 地区面積（敷地面積及び当該敷地に接する道路の面積の1/2の合計）が1,000㎡以上等を満たすものであること※2

施行者

地方公共団体
都市再生機構
中心市街地活性化協議会
民間事業者等

国費率

1/3
公益施設の割合が高い
(1/10以上) 等の一定の要件を満たす場合は、2/5

※1 三大都市圏及び政令指定都市を除く地域では、②の要件を適用せず、③の要件は、空地の整備等により周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされることをもって足りる。

※2 複数の小規模な暮らし・にぎわい再生事業を連鎖的に実施する場合であって、各施設の地区面積の合計が概ね1,500㎡以上等の要件を満たす場合は、②～④の要件を適用しない。